

独立役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の各項のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しています。

- ① 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者 ※注 1
- ② 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者 ※注 2
- ③ 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者 ※注 3
- ④ 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者 ※注 4
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等 ※注 5
- ⑦ 当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者 ※注 6
- ⑧ 当社グループの主要株主又はその業務執行者 ※注 7
- ⑨ 上記①～⑧に該当する者の近親者 ※注 8
- ⑩ 上記①～⑨に過去 3 年間に於いて該当していた者

(注)

1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は使用人である者その他これらに準じる者をいう。
2. 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の連結売上高の 2%を超える額の支払いを当社グループに行っている者をいう。
3. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の連結売上高の 2%を超える額の支払いを当社グループから受けている者をいう。
4. 「主要な借入先」とは、直近事業年度において当社の連結総資産の 2%を超える額の融資を当社グループに行っている者をいう。
5. 「多額の金銭その他の財産」とは、年間 1,000 万円を超える額の支払いをいう。
6. 「多額の寄付」とは、年間 1,000 万円を超える額の寄付をいう。
7. 「主要株主」とは、直近の事業年度において発行済株式の総数の 10%以上の株式を有している株主をいう。
8. 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。